

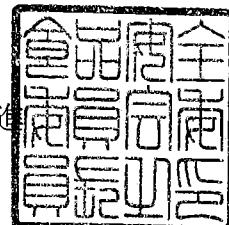


府食第981号
平成25年12月9日

農林水産大臣
林 芳正 殿

食品安全委員会

委員長 熊谷 進



食品健康影響評価について（回答）

平成25年12月3日付け25消安第4169号により農林水産省から食品安全委員会に対し意見を求められた薬事法（昭和35年法律第145号）第83条の5第1項の規定に基づく医薬品（動物用医薬品を除く。以下同じ。）の使用者が遵守すべき基準を定めるため、動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和55年農林水産省令第42号）を改正し、クロラムフェニコール、クロルプロマジン又はメトロニダゾールを有効成分とする医薬品について、食用に供するために出荷する対象動物（牛、馬、豚、鶏、うずら、みつばち及び食用に供するために養殖されている水産動物。以下同じ。）及び食用に供するために出荷する乳、鶏卵等を生産する対象動物への使用を禁止する規定を設けたことは、本改正により、人が食品を通じてこれらの医薬品により暴露されることはないことから、人の健康に悪影響を及ぼすおそれではなく、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。